

## 確証バイアス

一橋大学の沼上幹商学部長は、東京電力女性社員殺害事件に関連して、我々のものを見、理解する上での姿勢について、警鐘を鳴らしています。

東京電力女性社員殺害事件というのは、1997年3月、都内渋谷区円山町にあるアパートの1階空室で、東京電力東京本店に勤務する女性（当時39歳）が殺害され、同じアパートに住んでいたネパール人のマイナリさんが強盗殺人の容疑で逮捕されたというものです。

この事件について、1審は無罪だったものの2審では一転して無期懲役、最高裁でも上告棄却となり、無期懲役が確定しますが、マイナリさんは一貫して冤罪を主張、無期懲役確定後も獄中から再審請求を求め続け、遂に2012年6月、東京高裁は、「被害者の体内に残っていた体液やコートに付着していた血痕などのDNA鑑定で、第三者が真犯人だった可能性が出てきた」として、再審と無期懲役の執行停止を認めるに至りました。

マイナリさんは、既にネパールに帰国していますが、彼の失われた15年は余りにも重たいものであり、再審を素直に喜ぶことはできません。

まして、冤罪を作り出すような捜査当局の捜査姿勢に対しては、大きな憤りを感じています。

こうした捜査当局の捜査姿勢の問題に関していえば、今回の事件に留まりません。例えば、2009年6月、厚生労働省の村木局長（当時）が虚偽公文書偽造、同行使容疑で逮捕されるという事件を思い出す人も多いと思います。これは、一人の検事によって創作された冤罪事件でしたが、この事件は国民の検察に対する信頼を一挙に崩してしまったといっても過言ではありません。

また最近では、小沢一郎元民主党代表の政治資金規正法違反事件において、検察官による捜査報告書の偽造という事件が発覚し、担当検事などが懲戒処分されています。

捜査当局の、こうした捜査姿勢が改まらない限り、我が国において冤罪事件は無くならないだろうと暗澹たる気持ちになります。そして同時に、頭脳明晰なはずの彼らがどうして同じ過ちを繰り返すのか、不思議でもあります。

上述のマイナリさんの事件に関していえば、DNA鑑定の技術的な問題を抜きにしても、捜査当局者は自分たちの描いたストーリーに沿った捜査と証拠の採用に固執していますが、沼上先生は、それは「確証バイアス」のせいであると述べています。つまり、人間には、「自分の抱いた仮説を直接確かめるための作業に引き込まれてしまい、ライバル仮説を否定する傾向がある」らしいのです（6月15日付朝日新聞）。

例えば、犯罪が発生した場合、真犯人に結びつくストーリーラインは一つだけとは限りません。ある人を真犯人だと考えると多様な証拠のつじつまが合うとしても、同様にうまくつじつまを合わせてくれる真犯人の可能性も残っているはずで、ですから、沼上先生は「ある人を犯人だと立証する作業と同時に、別の犯人の可能性を潰す作業が不可欠だ」と指摘しています（6月15日付朝日新聞）。

にもかかわらず、マイナリさんの事件において捜査当局は、マイナリさんを真犯人にする証拠ばかりを集めて真犯人に仕立ててしまったわけですが、こうした問題は決して犯罪捜査に限ったことではないことを、我々は肝に銘じておく必要があります。

私の職場でも、将来の経営に影響を与えるような課題がしばしば生じますが、こうした場合に、如何に客観的な情報を集め、冷静に検討を加えるかが重要になってきます。往々にして思い込みで物事を進め、後で、もう少し別なやり方があったなと思うことがあります。今から考えると、そんな時は、私も「確証バイアス」に陥っていたのかも知れません。

沼上先生にいわせると、個人が「確証バイアス」を克服するためには、単に軽く「他の選択肢を考えてみる」というだけでは難しいらしく、「自分の判断が間違っているかもしれないと考える。そして、間違っているとしたら、その理由は何かということまで突き詰める」事が必要だとしています。

如何なる場合でも、正しい選択をしようとするれば、安直な道があるはずありませんが、「確証バイアス」に陥らないためには、少なくとも、徹底して自己批判する力がなければならず、同時に、その自己批判に対する心の葛藤にも耐え得るだけの精神力を持たなければならないのだと、改めて感じています。

（塾頭 吉田 洋一）